別記様式第1の1

ご記入日	平成　　年　　月　　日

特定原子力損害に係る仮払金請求書①

私(又は当社)は、下記の確認事項を了承の上 、請求対象期間（平成23年3月11日から同年8月31日まで）について、国の仮払金を請求します。

ご請求者さま氏名 (法人等の場合はその名称)	㊞
代表者さま (法人等の場合はご記入ください。)	㊞

【ご請求金額】

請求明細②の計算シート⑨「仮払金ご請求額」を転記してください。

□	仮払金ご請求額	円

【本業として営まれている観光業の業種】

当てはまるものにチェックしてください。

□　旅館業（文部科学大臣、厚生労働大臣宛て）
□　一般貸切旅客自動車運送事業（文部科学大臣、国土交通大臣宛て）
□　旅行業（文部科学大臣、国土交通大臣宛て）
□　小売業（文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣宛て）
□　外食産業（文部科学大臣、農林水産大臣宛て）

【ご確認事項】（国の仮払金をご請求するに当たって、ご確認をお願いします。）

（チェック項目）

□	本請求書にて支払を求める損害が、地震又は津波による損害ではなく、原子力発電所の事故に伴う原子力損害であること。
□	原子力発電所の事故によらない損害が含まれている場合には、当該部分について精算又は一定の統計データ等を利用して請求金額の修正をさせていただく場合があること。
□	本請求書及び証明書類の成立、内容は真実であり、内容に問合せがなされた場合には、これに応じていただくこと。
□	上記ご請求の確認において、必要に応じて追加資料の提出、内容の確認等を依頼させていただく場合があること。
□	確認結果によっては、お支払額について協議させていただく場合があること。
□	確認事項と異なる事実が確認された場合及び必要な証明書類をご提出いただけない場合等においては、仮払金をお支払できない場合があること。
□	本請求書で求められる証明書類等の提出の範囲では、仮払金の概算額を算出することが困難であると認められた場合には、仮払いではなく東京電力株式会社が行っている本賠償をご紹介させていただく場合があること。
□	仮払金の支払及びその他関連する手続等に必要な範囲で、本請求書及び添付書類に記入された個人情報を金融機関その他必要な第三者に提供・開示する場合があること。
□	仮払金をお支払後、お支払を受けた方の特定原子力損害の賠償の額が確定した場合において、その額が仮払金の額に満たない時は、その差額を返還していただくこと。
□	偽りその他不正の手段により仮払金の支払を受けたことを確認した場合には、国税徴収の例により、仮払金の額の全部又は一部を徴収させていただく場合があること。
□	国の仮払金のご請求をされる場合、東京電力株式会社による本賠償への請求の受付は、国の仮払金の額が確定し、お支払した後になる場合があること。

お申し出番号（国使用欄）